

令和8年度水理実験場敷地内整備

仕 様 書

令和 8 年 9 月
国土交通省九州地方整備局
下関港湾空港技術調査事務所

1. 業務概要

本業務は、下関港湾空港技術調査事務所所有の水理実験場敷地内の除草（処分含む）及び除草剤散布を行うものである。

2. 場所

下関市東大和町2丁目10-2 水理実験場

3. 履行期間

契約締結日から令和8年12月15日までとする。
なお、土曜日、日曜日、祝休日を休日として設定している。

4. 業務内容

工 種 名 称	規格・形状寸法	単位	数量	摘 要
水理実験場 敷 地 除 草		式	1	除草剤散布及び処分含む

5. 支給材料及び貸与物件

なし。

6. 業務仕様

- 作業にあたっては、安全に十分配慮するものとする。
- 既設構造物や工作物等に損傷を与えないよう留意するものとする。なお、万が一損傷を与えた場合は、受注者の責任において原型復旧しなければならない。
- 実施前・作業中及び実施後の写真を当局職員に提出するものとする。

7. 検査

- 本仕様書のとおり実施されたことの確認をもって検査とする。

8. 支払条件

- 検査を終了した後、適法な支払請求書を受領した日から30日以内に、支払請求書記載の銀行口座へ振り込みによる方法により支払う。

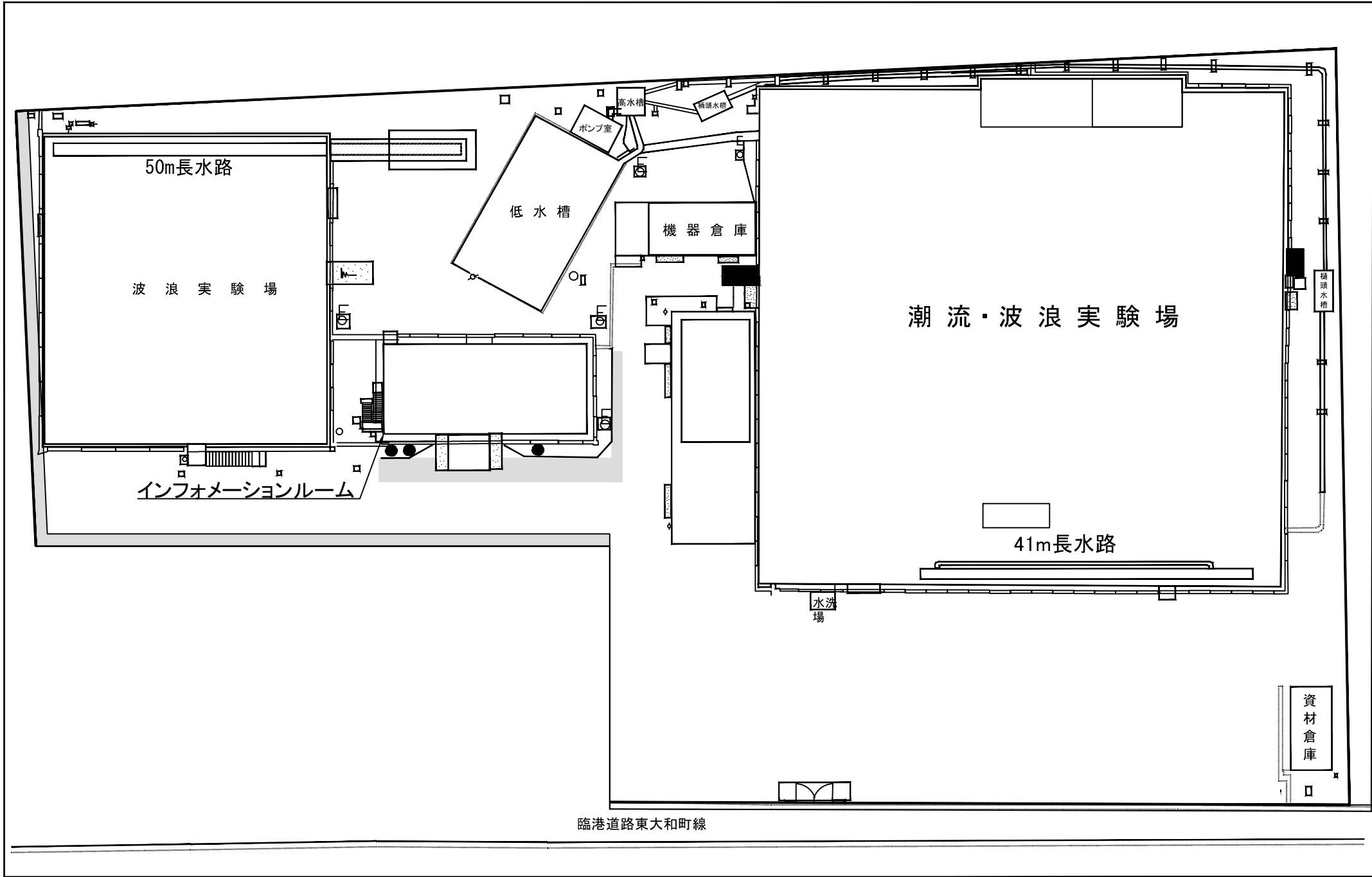
9. 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

- 受注者は、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。
- (1)により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告しなければならない。
- (1)及び(2)の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講ずることがある。
- 暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議しなければならない。

10. その他

- 本仕様書に記載無き事項及び本業務の遂行上疑義が生じた場合は当局職員と協議するものとする。
- 本業務で発生した刈草等については、適切に処分を行うこと。なお、処分されたことを証明する資料を当局職員へ提出すること。
- 本業務の作業時期については、当局職員と協議のうえ決定するものとする。
- 本業務において知り得た事項は、当局の許可無く公表又は、他に流用してはならない。

水理実験場平面図



凡例



水理実験場除草範囲

年 度	令和8年度	図面番号	1
業 務 名	令和8年度水理実験場敷地内整備		
図面名称	水理実験場平面図		
縮 尺	———	単 位	———
設計年月	令和8年9月	組 数	全 1 枚
九州地方整備局 下関港湾空港技術調査事務所			